

## 崇禎買弁改革と北京牙行の実相

銭 晟

### はじめに

中国で独自に発達した牙人・牙行（仲介業者）は、明代における全国規模の商品流通の拡大により、業務の拡張や経営の組織化など、さらなる商業機能上の発展を見たが、その発展の程度については顕著な地域差が存在したと見なされてきた。例えば山根幸夫氏の研究によれば、江南地区の牙行は商業の繁栄により、仲買・問屋的な機能をも有し、広範囲に展開していたが、一方、華北地区の牙行は、「官集」という官府指定の市場だけに存在して、取引の仲介のみを主たる業務としていたという<sup>(1)</sup>。

しかし、実際には特に北京とその周辺地方には、明初の永楽時期（1403～1424年）から大量の人口が流れ込み<sup>(2)</sup>、明末には全国各地から豊富な財貨を吸い上げる物資の消費圏が形成されており<sup>(3)</sup>、これに伴い北京地域における牙行の数は増し、国家から江南の富裕地域の牙行に匹敵するほどの牙税を課されていた<sup>(4)</sup>。一方、明末の嘉靖時期（1522～1566年）から、「買弁」という商役（商人に対する徭役）の過重な負担のために、鋪戸（地元で店舗を開いた商人）を代表とする商人層が衰退し、北京の商業構造が大きく変化していたことが、多くの先行研究によって指摘されている<sup>(5)</sup>。

本稿では、以上の先行研究を踏まえ、明末に生じた上述のような商業構造の変化と歩調を合わせて、牙行が具体的にどのようにして業務内容を拡大していったのかを明らかにしたい。即ち、単なる取引仲介に止まらず、特に帝室が臨時に必要とする物資を調達する買弁商役を支援し、またそこに食い込むことで、彼らが巨大な物資消費圏の下で発展を遂げた実相に迫ることが本稿の課題である。

具体的には2章に分けて問題を論じるが、第1章では、買弁制度の変遷を概観した上で、崇禎時期(1628～1644年)における買弁改革(以下、崇禎改革と略称)の過程を紹介し、買弁商役を通して北京牙行が如何に発展していたのかについて考察を加える。第2章では、崇禎改革以前の北京地域における牙人・牙行の買弁への組み込みの提案を分析した上で、崇禎改革により成立した官牙と買弁の関係を検討し、これにより北京牙行の様相を論じる。

本稿は戸部尚書畢自巖(1628～1633年在任)が編纂した『度支奏議』(『統修四庫全書』史部483～490、上海、上海古籍出版社、1995年所収)を考察の主たる材料とする。編纂者の畢自巖は山東濟南府淄川県出身で万暦20年(1592)の進士であり、南直隸松江府の推官として出仕し、崇禎元年(1628)に戸部尚書となった。中央財政を掌っている時期に、畢自巖は『賦役全書』の作成を志したが、崇禎6年(1633)の失脚により完成できず、在任期間における公文書を取り纏め、『度支奏議』を編纂した<sup>(6)</sup>。内容は畢自巖が上奏した「堂稿」と、戸部旧来の十三所の清吏司がそれぞれ上奏した文書、さらには新設の「新餉司」、「辺餉司」、「冊庫司」の三清吏司の文書からなる。各文書の有用性はすでに明末の経済史、財政史、制度史、軍事史および政治史等の領域で指摘されているが<sup>(7)</sup>、管見の限り、仲介業研究においては、商税の徴収に関わる上奏文しか使用されていない<sup>(8)</sup>。牙行と関連する上奏文は商税に関わるもののほか、塩法・漕運・僉商(地元の商人に対する徭役)・撫賞(兵士への賞与)に関する四種類を見出すことができる。中でも、広西清吏司(買弁の倉庫を管理する戸部の下級衙門)が提出した僉商類の上奏文は、牙行と買弁の関係を探る上で極めて重要な史料である。

## 第1章 崇禎買弁改革

### 1 買弁方式の変遷と牙行の出現

買弁(また採弁とも呼ばれる)とは、そもそも地方官府により行われる歳弁という定期的な上供では帝室の財貨需要を満たせないために創設された、臨時的な調達方法である。またそれは、国家が「客

商」(遠隔地商業を営む商人)を募集して宮廷・官府の物資を調達させるため、「招商買弁」(召買)とも表現されている<sup>(9)</sup>。洪武時期(1368～1398年)には、国家は商人に対して時価より高く買弁の代価を支払っていたが<sup>(10)</sup>、永楽時期(1403～1424年)に買弁すべき数量が激増し、それが商人に過重に割り当てられるという弊害が発生した<sup>(11)</sup>。正統年間(1436～1449年)から景泰年間(1450～1457年)に至って、たとえば応天府において、国家による代価支払いの遅延が長期間続くなどした結果<sup>(12)</sup>、自発的に買弁の任務に応募する商人はほぼ存在しなくなった<sup>(13)</sup>。ゆえに景泰時期以降の買弁は、土着の商店を営営する商人への強制的な商役となった<sup>(14)</sup>。これ以降、「僉商」という用語が、宮廷物資を調達する買弁商役自体と、それを担う商人との両方を指すものとして史料に現れるようになる<sup>(15)</sup>。

嘉靖26・27年(1547・1548)に至ると、工・戸部における所要物資の大量買弁も鋪戸に課せられ<sup>(16)</sup>、嘉靖45年(1566)からは国家は宛平・大興両県の鋪戸を対象に、僉商の役の銀納化たる「徴銀代差」政策を実施し始めた。これは鋪戸層を財力により九つの等級(三等九則)に分け、もっとも富裕な「上上・上中」2等に商役を割り当て、ほかの七つの等級から代役の銀を徴収するものである<sup>(17)</sup>。このことについて、先行研究では僉商の負担軽減を目指したものと解釈している<sup>(18)</sup>。

万暦時期(1573～1620年)における買弁を巡る状況については、『明史』に「太倉〔銀庫〕より毎年二十万両を買弁のための経費として支出する」とあるように、買弁完遂のためのでこ入れが図られていた<sup>(19)</sup>。また、万暦10年(1582)には買弁の方式を僉商から召買へと戻すことも試みられていた。しかし、それでも状況は芳しいものではなく、買弁の完遂に支障をきたした。その詳細は、物資の臨時調達を必要とする各衙門が崇禎2年(1629)閏4月3日に具申した、買弁の改革に関する上奏「題覆尽革僉商改為召買折價疏」に載せられている。

万暦十年に招商の方法が提案された時、裴銘などが現れて応募しましたが、彼らは後に前もって渡された銀両を使い果たして、

上供は支障をきたしました。…万曆十二年になって、僉商買弁が再び提案され、〔その後は〕改変は全くなされていません<sup>(20)</sup>。

上記の史料からも分かるように、万曆12年（1584）には僉商買弁の方式が改めて採用されていた。ただ、この僉商方式は、前述した先行研究も言及するように、鋪戸の役の銀納化後に現れた、新たな、しかも重い商役とみなしてよい<sup>(21)</sup>。すなわち、万曆12年（1584）になって僉商方式に戻ったにもかかわらず、国家は従前の徴銀代差政策を依然として実施し、鋪戸から銀を徴収し続けていた<sup>(22)</sup>。さらに巨大な財政赤字をかかえていた崇禎時期（1628～1644年）に至っては、物資の対価を支払わずに調達させることが常態化しており、太倉銀庫より年額20万両もの買弁用の銀が追加支出されるなどしたが、実際に商人の手元に届くことは到底なかったと考えられる。にもかかわらず、この追加銀によって買弁するよう引き当てられていた物資購入の負担は、相変わらず鋪戸に押し付けられたままであったため、負担の実質増をもたらした。これらの結果、鋪戸層の貧困化は著しく進み、彼らが買弁の任務を負担することができなくなったのである。

これに代わって頭角を現したのは北京の牙人・牙行であった。たとえば、嘉靖時期（1522～1566年）の通州の賦課記録によれば、

通州城及び張家湾の猪牙行と屠戸らは、毎年三百余両の猪鈔銀を官府に納付しており、買弁者の接待や車輛・人夫の雇用などの項目、そして往来使節・客商の支出に用いられている。通州城及び張家湾の牙行は、毎年千余両の牙行銀を官府に納付しており、買弁者の接待、往来使節・客商の支出に用いられている<sup>(23)</sup>。

とある。交通の要衝たる通州・張家湾には、買弁物資が集荷され、北京へと輸送された。当地の官府は、買弁者の接待、車輛・労働者の雇用に必要な資金を、当地の猪牙行（豚の取引を司る牙行）・屠戸（屠殺業者）や各種牙行が納める銀両に依存していたのである。これは嘉靖年間の史料だが、北京およびその周辺地域の牙行の経済力が、買弁に間接的に影響を与えるほどになっていたと見なすことができる。そして、この趨勢の中で、牙人・牙行は、明代最末期の崇禎改

革において多様な買弁業務に携わる衙門（第2章を参照）によって「官牙」として登用され、物資の買弁を実質的に負担していくようになったのである。次節では、この詳細について分析を加える。

## 2 崇禎改革前の買弁構造と崇禎改革の提案

本節では、崇禎時期（1628～1644年）に行われた、買弁の方式を巡る議論と、その改革について論じる。前述の上奏「題覆尽革僉商改為召買折価疏」には、まず当時の買弁体制を以下のように記載している。

商人〔に支給する〕予算は同じではなく、受領させるべき錢糧も異なります。例えば御馬等の三つの倉、並び到北京の五つの草場、及び内象房と外象房・犠牲所・司牲司・大壩等二十四所の馬房、これらについては京糧庫より錢糧を支給しなければなりません。内供用庫と外供用庫、並びに酒醋麵局・司苑局・宝鈔司、これらについては太倉銀庫より錢糧を支給しなければなりません<sup>(24)</sup>。

ここから、当時の買弁によって物資を必要とする部門と、そのための資金がどこから支出されていたのかを知ることができる。ここで更に他の史料も併せて、それぞれの部門が制度上どの管理下にあるかを調べ、この時期の買弁制度の構造を官制上から把握しよう。

上述の上奏文によって改革前の買弁の体制をみれば、当時の国家財政に深く関係する二つの銀庫、京糧庫と太倉銀庫について、京糧庫（京糧庫とは、特に草場に関係する支出を担当する銀庫を指す）<sup>(25)</sup>から買弁銀を支給される対象は、

1. A 御馬監に隷属する裏草場・中府草場・天師菴草場<sup>(26)</sup>（御馬三倉）  
B 司牲司  
C 大壩提督に隷属する二十四ヶ所の馬房（大壩九倉・黄土四倉・南石渠七倉・裏牛房・外牛房・呉家駝牛房など）
2. 京城の明智坊・安仁坊・西城坊・北新廠・台基廠などの草場、内象房と外象房

### 3. 太常寺に隷属する犠牲所

に分類することができる。その内、1の組織は広西司と内監関係といった複数衙門の、3の組織は広西司と太常寺といった複数衙門の管理下にあり、2の組織は広西司が単独で管理することになっていった<sup>(27)</sup>。

これに対して、太倉銀庫（銀納化された租税の収納庫）から支出される対象は、全て内監関係の組織であり、

4. 内供用庫・酒醋麵局（広西司との共同管理）
5. 外供用庫（山東司との共同管理）
6. 司苑局（河南司との共同管理）
7. 宝鈔司（貴州司との共同管理）

である。それぞれが必要とする物資及び関与する商人の役割等を加えると、後掲の表1のようになる。ただし、内監が管理に関与するほとんどのケース（1-A以外）は、実際の業務において各清吏司が主体的な役割を果たす程度は低いものであった<sup>(28)</sup>（そのために表1では括弧の中に入れてある）。例えば、1-Cの二十四ヶ所の馬房は、北京から遠い<sup>(29)</sup>ので、広西司から派遣された監督官がただ買弁銀の支出を査定するだけで<sup>(30)</sup>、買弁商人の管理などの事務は内監が担っている。なお、犠牲所の買弁は、名義上、太常寺と戸部広西司に管理されている<sup>(31)</sup>が、太常寺の官員は主に調達物資の検査・収納を行い、物資の買い上げは広西司監督官及び太常寺所属の千戸軍官が執り行った<sup>(32)</sup>。

以上が、崇禎2年（1629）に改革案が提案される直前の買弁の体制であった。しかし、このように買弁制度が存在していながら、京糧庫にせよ、太倉銀庫にせよ、財政は大きな赤字であり、規定どおり調達物資の代価を僉商らに支払うことはできず、そのため商人は買弁費用の回収に苦しみ、破産するものもいた<sup>(33)</sup>。このような状況について、明末に商役の優免の権限を管理する錦衣衛<sup>(34)</sup>の指揮僉事であった王世徳が著した筆記『崇禎遺録』には、京師における僉商の旧例を以下のように述べている。

すべて富戸を〔僉報して〕採弁させ、採弁が完了してから、やっ

と富戸に代価を支給した。期限が満了した後、またほかの富戸を僉報して交替させた。採弁を完遂する財力がない者は、日々鞭打ち〔などの暴力〕をうけ、……必ず死亡・倒産に至った。故に僉報に当たる毎に、人々は財産を費やして採弁の免除を求めた。……或いは幸いにも資力を尽くして採弁を完了できたとしても、〔採弁に費やした金額の〕僅かに半分しか給付されなかった。また〔採弁量の〕三、五割、或いは六、七割を達成したところで資産が底を尽くものが出たとしたら、ただちにほか〔の富戸〕を僉報してさらに採弁〔を継続〕させるのであった<sup>(35)</sup>。このように、鋪戸らは買弁に費やした資金を国家から回収できず、家産を失うものが続出した。前述の「題覆尽革僉商改為召買折価疏」の中には、それに続いて錦衣衛試百戸楊時茂を含む北京（宛平・大興）の官民が僉商任務の免除を請求したことも引き合いに出されている<sup>(36)</sup>。そこで、買弁を担当する官員らは、このような状況を改善するために僉商方式をやめ、これに代わる方式として、過去に上供に支障をきたした、古い「召買」方式を利用するのではなく、「官買」という方式を提案した。これが崇禎2年（1629）における買弁改革提案の主たる目的である。戸部の官員らは以下のように述べている。

それでは、依然として僉商を行っていくべきでしょうか。やむを得ない場合官買の方法を用いるしかありません。そもそも各倉は監督分司と管理内監とを併せて設けているものがあり、あるいは監督官、または〔管理〕内監のみを用いているものがあり、官買を行うことが可能です。聞くところによりますと、僉商たちが料草（馬・牛の飼料）を買い上げる場合、農村に立ち入って料草を自ら運送してくるのではなく、みな經紀（即ち牙人）<sup>(37)</sup>・牙行に頼んで〔郷販（小売商人）を〕招集いたします。この經紀・牙行は、僉商で〔既に〕利用できていますし、官買でも用いることが可能です。もし既存の經紀と牙行を官牙として登用するならば、太倉で4人、中倉で2・3人を用い、その工食は12両を基準とし、該当項の錢糧より支給します。たとえ

ば秋の収穫の時期には、僉商の例に従い、經紀に命じて郷販を招集させます。監督官は内監及び巡視の科道官（巡青科道）と一緒に検査を行って、随時買い上げを行い、その都度代価の銀を支払います。あるいは監督にあらかじめ支給すべき銀両を支出し、一旦太倉外庫に預けさせ、随時代価を支払います。そして積棍（ごろつき）が人に取り入ろうとしたり、商人への詐欺、支払いの遅延を発生させたりすることがないようにさせます。上述の規定に違反した場合、監督官は「不職」（職務に適しない）の罪に問います。これによって未納の飼料もなくなり、商人らもまた簽報の商役から免れることができます<sup>(38)</sup>。

この内容によれば、具体的な施策は、

1. 僉商の時に用いていた經紀・牙行を官牙（官買を務める牙行）として登用し、官買の調達任務を行わせる。
2. 各衙門に属する倉の規模を基準として、設置する官牙の人数を定め、一名ごとに12両の工食（年俸）<sup>(39)</sup>を与える。
3. 官牙が小売商人を招集して、監督官及び内監、巡視の科道官が検査を行う。そして監督官・内監らは、検査が完了した貨物の中から物資を買い上げ、代価の銀両を商人に支払う。
4. 監督官は、あらかじめ銀両を支出して太倉外庫に暫時保管し、随時代価を支払う。積棍が人に取り入ろうとしたり、商人へ詐欺を働いたり、支払い遅延を引き起こしたりしないようにする。違反が発生すれば、監督官を「不職」<sup>(40)</sup>として処分する。

即ち、上奏はそのタイトルが示すように、「僉商を止め、召買を施行する」という名目の改革を提案した形をとってはいるが、提案の中核は、僉商方式に手を加えた「官買」方式を推進しようとするものであった。この方式の新たな点は、現存の僉商体制に介在する仲介業者を「官牙」として登用し、その上に官員・内監を加えて物資の買い上げに参与させることで、責任の所在を明確にすることである。またこの上奏から、本来鋪戸が担う物資の買い上げや、飼料を扱う小売商人の招集といった僉商の任務は事実上、鋪戸が雇用した牙人・牙行によって行われていたこと、すなわち、当時の北京牙行

表1 改革前の買弁制度と崇禎2年の改革提案

買弁衙門	買弁物料	買弁資金の源	改革前の買弁制度		改革の提案（崇禎2年）		
			僉商の管理者	商人の役割	管理者	買弁の方式	商人に関する改革
御馬三倉	草, 豆	京糧庫	広西司監督官+御馬監内監	僉商：買弁資金の立替 牙行：小売客商の招集	広西司監督官+御馬監内監	同買	1. 僉商を廃止する。 2. 経紀・牙行を官牙として登用し、買弁衙門の規模によって官牙の人数を定め、給料を与える。 3. 僉商の例に従って小売客商を招集する。
京五草場	草		広西司		広西司監督官	自買	
内・外象房	草, 大麦						
二四馬房	草, 豆		大堀提督(+広西司)		内監(監督官あり)	折給	
外供用庫			供用庫(+山東司)		内監(監督官なし)		
司苑局						司苑局(+河南司)	
司牲司			司牲司(+広西司)				
内供用庫			香蠟			供用庫(+広西司)	
酒醋麵局						草, 小麦, 豆, 稽	
宝鈔司	宝鈔司(+貴州司)						
犠牲所	草, 豆, 稽	京糧庫	礼部太常寺+広西司	広西司監督官+千戸軍官	監督督令千戸収買		

注：主として『度支奏議』広西司巻2の「題覆尽革僉商改為召買折価疏」と巻3の「覆僉商困民改議官買疏」による。

が、買弁物資の調達において重要な役割を果たしていたことがはっきりと分かる。ただし、この上奏文が、何故「召買」という題をとったかについては、直接明言されてはいない。恐らく改革すべき僉商方式に対する先例として、そして商人の自発性を想起させるものとして、この用語を使用し、「官買」という言葉を提示することの唐突感・強圧感を避けようとしたのかもしれない。

「題覆尽革僉商改為召買折価疏」ではまた監督官及び内監が複数で責任を負う場合には「同買」（一緒に官買を担当する）の方法を採用し、監督官のみが責任を負う場合には「自買」（監督官が官買を担当する）の方法を採用すること、内監が単独で責任を負う場合には「折給」の方法を採用すること、犠牲所の場合には千戸官が「収買」す

る（監督官が査収・買弁銀支払い）方法を取ることを主張している<sup>(41)</sup>。ただし、折給とは買弁銀を内監に渡して「自買」させることであり<sup>(42)</sup>、一般の官買と幾つかの区別があっても<sup>(43)</sup>、本質は一種の「官買」である<sup>(44)</sup>。それぞれ、買弁を必要とする衙門や、提案に示された買弁の方式等をまとめると、表1のようになる。

結局、崇禎2年（1629）には、皇帝は、僉商政策の中で生じた、富戸が買弁に割り当てられず、貧乏な者が僉報されるという旧来の悪弊を厳禁した。その上で僉商への買弁銀を蓄えて午門（紫禁城の南門）で定期的に給付するなどの新しい施策を定めるとはしたものの、官買改革の提案は却下し、僉商の政策を継続した<sup>(45)</sup>。ただ、後に見るように、この崇禎2年（1629）になされた提案の根幹となる部分、つまり官買を遂行するために官牙を設立すること、及び各衙門が買弁の調達量によって牙行の人数を定めることは、崇禎5年（1632）の改革に重要な影響を与えた。

### 3 崇禎改革の決行と施行の実態

崇禎5年（1632）から官買の改革が施行され始めた。その最も重要な原因は、崇禎2年（1629）にとられた施策では、僉商を担当していた鋪戸に対する搾取を止めることができず、僉商政策をもはや継続できなくなったためである。まず買弁資金の軍餉への転用<sup>(46)</sup>や富裕商人が商役を避ける<sup>(47)</sup>といった、旧来の問題が依然として解決されていなかった。それとともに現れたのは、僉商に充当されながらもその役の負担に堪えられない者が他の商人に助けを求め、商役の形骸化を招いた問題である<sup>(48)</sup>。この問題は充当された鋪戸の倒産に始まり、鋪戸総数の減少と一人当たりの僉商充当回数の増加を招き、遂に鋪戸が充当任期以外にも他者の僉商への協力を強いられることとなった。その結果、僉商対象の鋪戸が全体的に、急速に貧困化し、買弁の任務を完遂できないという状況に陥ったのである<sup>(49)</sup>。国家は代わりに北京付近の州県の商人らに商役への充当を要求した<sup>(50)</sup>ものの、このような状況にあっては商人らからの苦情を招き、やむを得ず買弁の改革を再開しようとしたわけである。そして、改革に

関する「覆僉商困民改議官買疏」が崇禎5年に上奏された。これは戸部が崇禎2年(1629)に上奏した、前述の「題覆尽革僉商改為召買折価疏」に基づいているだけでなく、さらに詳細な実施規定を付加するものとなっていた。

その内容は非常に多岐に渡るので、章を改めて論じるが、ここではまず以下の点について、はっきりと押えておきたい。つまり、買弁を新たな官買の方式に変えたとしても、市場に赴き、仲介商人と交渉する者は官員ではなく、「官牙」として募集された牙人・牙行とされていることである。このことは、この崇禎5年(1632)の段階で、国家が崇禎2年以前に形成されていた牙人・牙行の買弁商役に対する役割をすでに前提としていることを明示している。そして、改革の中で、戸部から官牙ごとに一律に12両の「年俸」を与えているが<sup>(51)</sup>、これも牙行の役割が高く評価されるようになっていたことの明証であろう。

崇禎5年(1632)のこの官買提案は3月1日、皇帝に裁可され、同年の秋から実施すると定められた<sup>(52)</sup>。では、このように官買の方式に転化した買弁とは、どのような実態を伴っていたのか。前述の錦衣衛指揮僉事王世徳は僉商が商人に大きな負担となっていたそれまでの状況を述べた上で、

その時、北京の商民である翟守謙・金鯤らは朝廷に苦情を訴えた。……〔皇帝は〕招商採弁を行うようお命じになった。……こうして僉商の例は永遠に除かれ、商民は苦しみから蘇ったのであった<sup>(53)</sup>。

と記載した。ここで言う招商採弁とは即ち官買のことであろう。一見すれば官買の実施により、状況が改善され、商人に対する搾取は止められたように読める。しかし、実際には当時の国家財政は、以前よりさらに深刻な赤字に陥っていたため、商人への代価支払いは一層不足することとなった。官買改革が実行された後の4月5日に、戸部広西司より提出された代価支払いの削減に関わる上奏「題議倉場商価準給四分之一疏」によれば、僉商改革の話が持ち上がった崇禎2年の時期でも、商人への実際の代価支払いは30～40%程度で

あったが、官買改革を行った崇禎5年には、実際の代価支払いは25%にまで引き下げられねばならなかった<sup>(54)</sup>。この状況と前述の商民が買弁からの搾取を免れたと謳う内容とは、一見すると矛盾しているが、改革以降の買弁資金が鋪戸によってではなく、官買に登録された牙行によって提供されたと考えれば、その記述を理解することができる。傍証を挙げると、崇禎6年(1633)1月10日に、明智等草場の管理を負っていた戸部主事の馮名世が提出した悪質脚夫(草料の運搬業者)・經紀の処罰を請求する上奏文では、經紀らが草戸と結託して、草料の時価を引き上げ、私利を図っていたことが報告されている<sup>(55)</sup>。この上奏で問題視されているのは、牙行が職務上の立場を利用して利益を不法に得ることである。つまり、牙行は自身の損失を最小限にとどめ、あわよくば、利益を得ようとさえ目論んだのである。たとえば、牙行は買弁を担当する際に、先に草料の価格を値上げし、その価格を基準として買弁の資金を手に入れ、後にその資金を用いて元の価格で小売商人の草料を買い上げる。こうすれば、差益を得ることができる。また、もしこれにより買った飼料が、牙行が自分の資金を支出して買ったものと官員から見なされたならば、牙行がそれ以上の搾取を免れることもできたであろう。牙行は買弁を負担する際に、国家からの代価支払いが不足した場合でも、上述のように価格を操縦し、自身の利益の確保を図った。つまり、牙行は職務上の特徴を利用して自身の利益を確保する手段を有していた。

これに対して、鋪戸は物価を制御しえず、国家からの一方的な収奪を回避・緩和する手段に乏しかったのである。もちろん、牙行のこの行為は買弁に支障をきたすものとして国家に厳禁され、低率の代価しか支給されない官買は、牙行の利益に少なからず影響を与えたであろう。しかし、後の崇禎10年(1637)閏4月、兵部尚書楊嗣昌が戸部尚書程国祥と提出した兵餉に関する上奏の提案事項に「現在、官牙・私牙は全国に分布しており、表立っては行戸(鋪戸)の買弁に当たり、裏では里甲の担保を代行している」<sup>(56)</sup>とあるように、北京周辺の地域だけでなく、全国各地において牙行が鋪戸に代わり買弁の商役を一手に引き受けるようになっていた。このことから、

当時の牙行の経営体力が相当に大きなものであったことを十分に推察できよう。

さらに、明朝滅亡直前の崇禎17年（1644）2月、戸部尚書倪元璐が米運送の改革に関する上奏で、牙行と鋪戸との明最末期の状況について、このような一言を遺している。

臣は車戸<sup>(57)</sup>が〔運送の役の〕僉報に大いに苦しめられているのを観ております。……車戸の中から〔役に〕久しく慣れており資産がある者を選び、恒久的に彼に任せ、世を経ても交替させず、經紀・鋪商のようにすべきです<sup>(58)</sup>。

この提案の中身は現有の牙行・鋪戸に対する商役を参照した上で作られたものと考えられる。倪は車戸の負担を軽減する方法として、米運を「民運」方式から「官運」方式に改革するということを主張し、長く拘っていた<sup>(59)</sup>。彼の主張の根本には、「官運」を長期的に担当できる「車戸」を官の側から指名するという考えが明瞭である。これは、官買において「官牙」を設置した方式とははっきりと通底すると言わねばならない。このことから、翻って牙行が商役を長期的に担当することは、明朝の最後の買弁方針として確実に実施されていたことが分かるのである。

また、大局より見れば、この官買は、国家が北京商人社会を支配するという、従来の経済方針とも合致している。周知のように北京の商人層は政策の支援により成立したものであり、国家に同業組織として編成され、商役を押し付けられてきた<sup>(60)</sup>。彼らは自発性に乏しいため、買弁を負担する際に、国家の統制を必要とした。そして僉商方式はすでに国家によるそのような統制の意志を示したものであったが、その改良策である官買は、さらに牙行を「官牙」として設置し、彼らに官員からの審査を受けることを要求した。このことは間違いなく、国家が商人らをより直接的な支配に編入しようとする、強い意図を持っていたことを示していると考えられる。

## 第2章 崇禎改革から見る「官牙」の成立

本章においては、第1章で論述した崇禎改革の経緯を背景として、

明末官牙の成立過程を分析し、これにより北京牙行の実相を明らかにしたい。

### 1 崇禎2年の改革提案と牙行の組み込み

前掲崇禎2年(1629)の上奏文「題覆尽革僉商改為召買折価疏」では、各衙門の倉庫ごとに買弁の品目・数量・支出予算を一々列挙した上で、各衙門の官買改革の具体的措置を詳述している(表2を参照)。

これによると、官牙を設置するよう明確に提案している対象は、①御馬監の三倉(中府草場・天師菴草場・裏草場)、②京五草場(明智坊・安仁坊・西城坊・北新廠・台基廠五場)、③象房草場、⑧内供用庫であり、いずれも購買量が10,000両以上に達する衙門である。ここで注意を払うべきなのは⑧の「官經紀」である。改革が提案された崇禎2年の各倉庫における買弁任務の実質的な担当者は、第1章で論じたように、民間牙行の下で働いている經紀(即ち牙人)であったが、内供用庫の場合、提案の以前から既に彼らを官牙(官經紀)として登用して、物資の調達を専任させていた<sup>(61)</sup>。また、内供用庫以外の衙門については、上奏文の中に牙人のことが記載されていないものの、すべて「僉商の役を免じるのがよいと判断します(合無僉商免役)」と記されているため、僉商は全ての衙門に存在したと推断できる。

### 2 崇禎5年の改革決行と官牙の成立

崇禎5年(1632)の上奏文に基づいて、各衙門に属する倉庫の改革提案は後掲の表3のようにまとめることができる。

内容を比較すれば、崇禎2年(1629)の提案が骨子となっていることは明瞭だが、幾つかの異なる点も存在する。例えば表3の①御馬三倉の買弁支出は崇禎2年では270,000両余だったが、崇禎5年では207,770両余へ減額されており、一方で④犠牲所の豆稽調達量は崇禎2年の120斛から5年の13,000斛余へ増加するなどの調整が見られる。

また、今回の上奏は、各倉庫の買弁を務める牙人の必要人数を、崇禎2年の上奏に比べて詳細に示している。

表3の①と①A、①Bからも分かるように、御馬監下での御馬倉(裏草場)では、草と料豆のそれぞれに対して、經紀4名を官牙として登用する。中府草場と天師菴草場では各々4名の經紀を官牙として登用して、草を買い上げさせる。合計で16名の官牙となる。②によれば、北京における五つの草場は、各々4名の經紀を官牙として登用して草を買い上げさせる。合計で官牙は20名である。これらの官牙は主に秋の収穫の時期に客商を招集し、倉庫に草料を提供する。それ以外の時期には、各官牙はおそらく民間の牙人のように一般の仲介業務を務めていたと思われる。

表3の③によれば、象房の草場は、4名の經紀を官牙として草料を買い上げさせる。また、崇禎2年(1629)の上奏文「題覆屨革僉商改為召買折餉疏」及び表2の③とあわせて考えると、崇禎2年の官買提案は、皇帝に否決されたけれども、象房の場合、崇禎5年(1632)の改革の直前にはすでに經紀2、3人を揃えて官買を担当する牙行としていたから、増員が必要と判断されたことも分かる。

表3の⑧によれば、供用庫は、經紀を設置せずに、香料の品質を検定する1名の専門者を設けて、民間の香行經紀とともに買い上げさせる。この専門的な役割は、香料の知識に詳しい「庫役<sup>(62)</sup>」(倉庫の役人)が担当する。また、香行經紀は客商の香料を受け取る際に、官買の買い上げ場所に転送することを行っていた<sup>(63)</sup>。

この上奏文により提示された官牙の登用人数、換言すると牙行の規模は、決して官買改革により新設された人員ではなく、従来の僉商買弁の時すでに成立していた、必要な仲介人数を増員させたものと考えられる。ほかの衙門における牙人の人数は提示されていないものの、改革の前には、前述のようにすべて僉商が物資の購買を行っていたから、牙人が存在していたと見なしてよいだろう。そして、そのような牙行に対して、人数を指定し給料を払うという改革の背景には、国家の体制の中に明示的に組み込むことによって、強い責任を負わせることで買弁を遂行しようとした意図を読み取ることが

できるのである。

## おわりに

### ——崇禎時期における北京牙行の様相——

本稿では、買弁に関わる明朝最末期の政策を考察し、北京牙行について以下の点を明らかにした。

1. 嘉靖45年（1566）以降に負担を軽減するため行った鋪戸の役の銀納化改革は形骸化し、鋪戸に新たな力役が割り当てられていった。崇禎2年（1629）の時点では、すでに力役は鋪戸や客商、小売商人ではなく、仲介業を営む牙行が担当していた。

2. 僉商方式の買弁では、任務の担当者たる鋪戸がただ買弁の費用を立て替えるのみで、物資の集荷や品質の鑑定など任務の事実上の執行者は牙行であった。崇禎改革を経て、牙行が名義上の買弁担当者にもなると共に、鋪戸に代わって買弁資金を提供することも始まった。その背景を推察するに、買弁業務自体の拡大が商品流通の活性化を惹起する中で、牙行が買弁業務に介入することを通じて商業組織を発達させ、経済的な力を蓄えたと言いうことができるであろう。

3. 仲介業者が帝室の物資調達に介在する形態は、業種や購買規模により区別がある。崇禎2年（1629）以前には、一般の衙門倉庫が買弁の物資を買い上げる時、鋪戸は民間の牙人を一時的に雇用していたが、内供用庫の場合、物品の品質検査は重要なので、そこに介在する牙人は、すでに官牙人とされ、買弁を長期的に務めてきた。崇禎2年（1629）から5年（1632）までの間、一般の衙門で買弁を務める牙人は、まだ一時的に選出された者であったが、象房の牙人はすでに国家の組織に取り込まれて官牙となっていた。

崇禎5年（1632）に官買改革が行われて、各衙門の倉庫に務める民間の牙人はすべて官牙とされ、買弁物資の調達を主要な業務とした。民間の牙人はこのように衙門の倉庫に雇用されて、職場も倉庫ごとに決められ、組織化された。各官牙は12両の年俸を受け取っており、物資の種類によって勤務の方式は異なるが、買弁以外に恐ら

く一般の仲介業務も務めていた。

なお、上述の史料に見える飼料や香料、稲草などの物資は帝室の日用品であるが、それ以外にも帝室の木材や薬品・茶葉など消耗品・奢侈品の消費需要、さらには帝室以外の戸部・工部などの中央衙門、または順天府・大興県・宛平県などの地方衙門の消費需要も等閑視できないほどの買弁量を必要とした。いずれの買弁もすべて僉商・官買により賄われるべきものであり、北京牙行の業務内容は取引の仲介から買弁者への資金提供、そして買弁部品の鑑定や買弁物資の集荷にまで拡大していったのである。北京の牙行がこのように買弁商役を負担し、買弁物資の集荷業務を経営したことは、取引の仲介にとどまる一般の華北牙行よりも、経済的・組織的に発達していた状況を示している。

また、本稿の結論は国家と牙行との関わり、すなわち「官牙」を対象とする課題に対し基本的な検討材料を提供しうる。従来の研究では、官牙が経済関係の官庁に雇用され、財貨売買に介在する様式を明らかにしたが<sup>(64)</sup>、その様式は宋代に限定されたものであり、本論で言及した明末官牙の様式とは相当に異なっている。今後、宋代の官牙が如何に変遷して明代の官牙になったのかを解明する上で、元代官牙に対する考察も不可欠である。今後はこうした数多くの課題を一つずつ解決し、国家による牙行支配の実相に迫っていきたい。

## 註

- (1) 山根幸夫「明清時代華北における定期市」『史論』8集、1960年、同「明清時代華北市集の牙行」『星博士退官記念中国史論集』星斌夫先生退官記念事業会、1978年（後、同『明清華北定期市の研究』汲古書院、1995年所収）。
- (2) 新宮（佐藤）学「明初北京への富民層強制移住について——所謂「富戸」の軌跡を中心に——」『東洋学報』64巻1・2号、1983年（後、同『北京遷都の研究——近世中国の首都移転——』汲古書院、2004年所収）。
- (3) 新宮（佐藤）学『明清都市商業史の研究』汲古書院、2017年、第2章を参照。

- (4) 錢晟「論明末北京牙商の分布与經濟地位——以買弁・稅收機構の相關史料為中心——」『歴史地理』36輯，2018年。
- (5) 佐々木栄一「商役の成立について——明代兩京における買弁体制の進展——」『歴史』15輯，1957年。新宮（佐藤）学「明末京師の商役優免問題について」『集刊東洋学』44号，1980年，同「明代北京における鋪戸の役とその銀納化——都市商工業者の実態と把握をめぐって——」『歴史』62輯，1984年（後，同前掲『明清都市商業史の研究』所収）。高寿仙「市場交易的徭役化——明代北京的“鋪戸買弁”与“召商買弁”——」『史学月刊』2011年3期（後，同『明代北京社会經濟史研究』第五章「賦役狀況与地方財政」，一「明代北京的“鋪戸買弁”与“召商買弁”」，北京，人民出版社，2015年所収）などを参照。
- (6) 『明史』卷256，列伝第144，畢自巖伝。また『度支奏議』の序文を参照。
- (7) 吉尾寛「明末の戸部尚書畢自巖の兵餉運営に対する一視點——『度支奏議』「堂稿」部に記載される数值史料を手がかりにして——」岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所，2004年所収。李華彦『財之時者——戸部尚書畢自巖与晚明財稅（1628～1633）——』新北，花木蘭文化出版社，2012年。胡鉄球『明清歇家研究』上海，上海古籍出版社，2015年などを参照。
- (8) 錢晟「明末『牙稅』考——その性質と財政上の役割を中心に——」『集刊東洋学』115号，2016年。
- (9) 万曆『明会典』卷37，課程6，時估を参照。
- (10) 『明史』卷82，志58，食貨6を参照。
- (11) 『明大政纂要』卷16，永楽19年夏四月庚子の「奉天華蓋謹身三殿災肆赦求直言」には「官司横征，日甚一日。民生無聊，愁歎滿室。卽如買辦青・綠顔料，本非出產，而科派千數百斤」とある。
- (12) 『明英宗實録』卷262，景泰7年春正月丁丑の条には「應天府市民奏，自正統十三年至景泰五年，坐派臣等買過諸色物料，未蒙賜給價鈔」とある。
- (13) 佐々木前掲論文17～19頁を参照。
- (14) 佐々木前掲論文17～19頁，新宮（佐藤）前掲「明代北京における鋪戸の役とその銀納化」53～59頁を参照。
- (15) 商役を指す例としては、『明史』卷241，列伝第129，張問達伝に「故

- 事、令商人辦内府器物、僉名以進、謂之僉商」とある。商人を指す例としては、『明神宗実録』巻460、万曆37年7月壬辰に「宛平知縣劉日淑上言、宛民獲衛神京富戸不可以商累。……誠使僉商厚估先發則富者何爲揭貲」とあるのを挙げることができる。
- (16) 『明世宗実録』巻331、嘉靖26年12月戊申朔条の「工部給事中黃宗概條陳財用六事」では、100名の鋪商が工部の買弁を負担することについて、「邇因大工並舉、暫行雇覓、遂襲以爲例」と述べ、「宜三年一更、使通融適均」と提案し、認められている。各倉場・監局の商人が戸部各倉場の糧草を買弁することについても、万曆『明会典』巻21、倉庾1、嘉靖27年の条に「挨名順序、派撥應役」とあるように定められている。
- (17) 『明世宗実録』巻556、嘉靖45年3月辛酉の条には「一、戸部覆給事中趙裕議、將在京宛・大二縣鋪商分爲三等九則。上上・上中二則、免其徵銀、聽有司輪次僉差、領價供辦。其餘七則、令其照戸出銀、上下戸七錢、以下每則各遞減一錢以代力差、報可」とある。
- (18) 新宮（佐藤）前掲「明代北京における鋪戸の役とその銀納化」59～61頁を参照。
- (19) 『明史』巻79、志第55、食貨3「至神宗萬曆六年、太倉歲入凡四百五十餘萬兩。而内庫歲供金花銀外、又增買辦銀二十萬兩以爲常」。また『明神宗実録』巻156、万曆12年12月辛酉条の「戸部尚書王遴條奏理財事理」を参照。
- (20) 『度支奏議』広西司巻2「題覆尽革僉商改為召買折餉疏」（11葉の裏）「萬曆十年題議召商、有裴銘等、出而應募、後將預支銀兩花費殆盡、致悞上供。……至萬曆十二年、復題僉商、未之有改」。
- (21) 新宮（佐藤）前掲「明代北京における鋪戸の役とその銀納化」61～63頁を参照。
- (22) 万曆20年の自序を有する沈榜『宛署雜記』（北京、北京古籍出版社、1980年）巻13、鋪行には吏科事中鄭秉厚が万曆7年に提出した鋪戸審編に関わる上奏が載せられている。その中の「節鋪行之力」の項では、代役銀を徴収する制度であった「九則徵銀」が、現在の買い上げ制度に組み込まれてしまっていることについて、「仍責鋪戸領價、則其賠貲之苦、猶夫故也、徵銀又何名哉」と批判している。

- (23) 嘉靖年間の序文を有する汪有執・楊行中『通州志略』（尊経閣文庫蔵嘉靖28年序刊本）巻4，貢賦志，課程「州城并張家灣猪牙行屠戶，每歲額辦猪鈔銀三百餘兩，買辦下程，雇覓車輛・人夫等項，應付往來使客支用。州城并張家灣各色牙行，每年辦納牙行銀一千餘兩，買辦下程等項，應付往來使客支用」。
- (24) 「題覆尽革僉商改為召買折餉疏」（9葉の裏）「顧商人款項不同，應領錢糧亦異。如御馬等三倉，并京五草場，及内・外象房，犧牲所，司牲司，大壩等二十四馬房，此京糧庫應給之錢糧也。内・外供用庫，并酒醋麵局，司苑局，寶鈔司，此太倉銀庫應給之錢糧也」。
- (25) 蘇新紅「明代太倉庫研究」（東北師範大学博士論文，2009年。中国知網により入手），第1章，第1節，30～32頁を参照。
- (26) 三つの倉の名称と管理方式について，万曆『明会典』巻14，戸部1，戸部，十三司職掌には，広西清吏司の職務として「帶管在京衙門及各倉場，……御馬倉」とある。また，同巻23，戸部10，倉庾3，馬房等倉には「在京御馬監及各馬房，皆有倉場，……御馬倉永樂初設。中府外場永樂初設。天師菴草場，正統年間設」とある。さらに崇禎時期，内監の劉若愚が著した『酌中志』（北京，北京古籍出版社，1994年）巻16，「内府衙門職掌」では裏草場・中府草場（即旧督府草場）・天師菴草場の名を列記し，「以上共謂之三場，皆隸御馬監」と述べている。これらのことをまとめると，御馬等三倉は御馬監に属して戸部に管理される裏草場・中府草場・天師菴草場を指し，御馬倉はまた裏草場とも称されることが分かる。
- (27) 万曆『明会典』巻14，戸部1，戸部，十三司職掌，広西清吏司の条，及び「題覆尽革僉商改為召買折餉疏」を参照。
- (28) 「題覆尽革僉商改為召買折餉疏」（12葉の裏～13葉の表）では，内供用庫・宝鈔司の名を列記し，「原無監督之官，則徑折給内監可矣」と述べる。また更に外供用庫・司苑局・司牲司・酒醋麵局を挙げて「亦有内監而無監督，仍以折給爲便」という。
- (29) 「題覆尽革僉商改為召買折餉疏」（13葉の表）には「大壩等二十四馬房，俱去京城寫遠，雖有監督，向俱内監爲政」とある。
- (30) 崇禎2年の提案を引用して，買弁の改革を再検討した戸部の崇禎5年2月26日の上奏「覆僉商困民改議官買疏」（『度支奏議』広西司巻3，89葉

- の表・裏)には「一、大壩九倉，黄土四倉，南石渠七倉」とあり，それぞれについて「各倉原設監督司官三員，今議改二員，……稽核出入錢糧之數」という（上奏の詳細は第1章第3節を参照）。
- (31) 「題覆尽革僉商改為召買折價疏」（18葉の裏）には「一、犧牲所。……有太常寺經管，有象房監督催比」とある。
- (32) 「覆僉商困民改議官買疏」（74葉の表）には「犧牲所有太常寺職官查驗，該所千戸及官軍經管。是宜責令監督，會同太常寺官，督令千戸收買，驗明給放」とある。
- (33) 「題覆尽革僉商改為召買折價疏」（9葉の裏～10葉の裏）では，京糧庫の赤字（出浮于入）状況を「今歎商人草豆價十餘萬」と述べ，太倉庫の赤字状況を「至一百餘萬」と述べている。
- (34) 錦衣衛の商役優免権については，詳細は新宮（佐藤）前掲「明末京師の商役優免問題について」を参照。
- (35) 『崇禎遺録』（中国野史集成編委会・四川大学図書館編『先秦～清末中国野史集成』28冊，成都，巴蜀書社，1993年所収）崇禎5年の条「皆報富戸採辦，辦完乃給直。限滿復別僉以代。有力不能辦者，日受鞭箠，……必至身死產絕後已。故每逢僉報，人皆破產求免。……或幸能竭力辦完，而所給僅得其半。或十辦三五，或六七產絕，即僉人更辦而已」。
- (36) 「題覆尽革僉商改為召買折價疏」（4葉の表・裏，11葉の表）には，試百戸楊時茂・県民劉光祖の名が列記され，「先後紛紛陳乞求免僉商，如脫湯火」と記されている。
- (37) 經紀を仲介斡旋業者の別称（或いは牙帖を持っていない牙行）と解釈することは通説であるが，牙行と連用する場合，牙行という組織の下で，具体的に業務を働く牙人のことを指すことが多かった。たとえば清代後期の例であるが，蘇州糸行にいる經紀は牙行の使用人であった。詳細は山本進「清代江南の牙行」『東洋学報』74卷1・2号，1993年（後，同『明清時代の商人と国家』研文出版，2002年所収）を参照。
- (38) 「題覆尽革僉商改為召買折價疏」（12葉の表・裏）「然則將仍僉商乎。無已則用官買之法。夫各倉有監督分司與管理內監兼設者，亦有專用監督及專用內監者，則官買之法可行也。聞各僉商收買料草，亦非沿鄉履畝，肩挑擔負而來，總藉經紀・牙行為號召。此經紀・牙行者，僉商可用，官買亦可用

也。若將原有經・牙立爲官牙，太倉四人，中倉二・三人，其工食以十二兩爲率，卽于本項錢糧處給。如遇秋收之時，照僉商例，責令經紀招集鄉販。監督會同內監及巡視科道，查收隨買，隨給價銀。或令監督領出預支銀兩，暫寄太倉外庫，隨便給發。無令積棍鑽營・詭騙・拖欠。違者，監督以不職論。則無不完之草料，而商人亦可免于簽報矣。

- (39) 「覆僉商困民改議官買疏」(71葉の表)には「以錢糧多寡定經紀名數，歲給工食，人十二兩」とある。
- (40) 不職の評価を受けた官員は，相当の懲罰を受ける。詳細は『明史』卷71，志47，選舉3と同書卷72，志48，職官1を参照。
- (41) 「題覆尽革僉商改爲召買折餉疏」(12葉の裏～13葉の裏)には，御馬三倉については「當監督與內監同買」とあり，京五草場・象房草場については「當監督官自買」とある。また，内供用庫・宝鈔司については「則徑折給內監可矣」といい，大壩等二十四馬房についても，「則仍折給內監可矣」という。犠牲所については，「有太常寺職官查驗，有該所千戶及官軍經管。是宜責令千戶收買，而監督驗收而支放焉」とある。
- (42) 「題覆尽革僉商改爲召買折餉疏」の司牲司，大壩九倉・黄土四倉・南石渠七倉，裏牛房・外牛房・吳家駝牛房，外供用庫などの条目(19葉の表～21葉の裏)を参照。
- (43) 例えば，「題覆尽革僉商改爲召買折餉疏」(13葉の裏・15葉の裏)には「御馬三倉，錢糧頗多，收買爲難，內監未肯肩承，似不便于徑行折給。……凡官買，物價文到不許遲至十日半月之外。而折給內監者，俱按四季查發」とある。これによれば，折給とは，買弁量が少ない衙門に適用され，また折給金を支出する方式では一般の官買と異なる点がある。
- (44) 「覆僉商困民改議官買疏」(74葉の表)には「蓋折給乃假官買以便宜，其實亦卽官買法也」とある。
- (45) 「題覆尽革僉商改爲召買折餉疏」(22葉の裏～23葉の表)では皇帝の聖旨を「還遵舊制，從公僉商，嚴禁賣富僉貧宿弊」，「另貯發銀，定期于午門外，堂屬・科道，公同充放」と述べている。
- (46) 戸部が崇禎2年12月23日に具申した買弁資金の給付を一時停止するための上奏「暫停給散商餉疏」(『度支奏議』廣西司卷2，62葉の表・裏)には「兵餉不敷」(軍事費不足)を補うために，戸部が「臣部又經具題，將

- 京糧銀那作軍餉急用」として買弁費用の転用を上奏し、これが認められたことが記される。
- (47) 戸部が崇禎5年正月12日に具申した北京以外の商人が僉商を担当する問題に関わる上奏「覆順撫京商破例外僉疏」(『度支奏議』廣西司卷3, 61葉の表)には「凡所僉派商役, 大率皆中富也。上富多買官買役爲護身符, ……其下者力不足辦, 智不足營脫, 一經僉報, 惟有……去鄉井而他徙耳」とある。
- (48) 戸部が崇禎3年正月12日に具申した草場での買弁の実態に関わる上奏「僉足商額補買草束疏」(『度支奏議』廣西司卷2, 64葉の表)には「再照僉商以致豎籤之故, 皆所報者……, 不能完局, 勢必懇求夥商將所辦津貼其名豎籤, 以致商役有名無實」とある。
- (49) 戸部が崇禎4年11月28日に具申した各衙門の僉商人数を調整するための上奏「覆巡青科院増減商役疏」(『度支奏議』廣西司卷3, 47葉の表～49葉の裏)では、買弁の現状を「各場儲需單置, 新舊商人物力疲乏」と述べた上で、商民の状況について「況年來民力已竭, 寥寥數商……, 苦無餘日, 安得不呼天搶地也。……今日之商力實較之往日倍艱」と記す。
- (50) 「覆順撫京商破例外僉疏」を参照。
- (51) 「覆僉商困民改議官買疏」(71葉の表)を参照。無論、年俸が一律であるからといって、各官牙の職務が一定のものであったというわけではない。買弁物資の種類によって、各官牙の職務を遂行する方式は自ずと異なる。たとえば、香料の買い上げには期限がないが、草料の買い上げはすべて秋の収穫の時期に限定されたから、それぞれに対応して官牙の経営実態も多様であった(例えば、「覆僉商困民改議官買疏」(71葉の裏)には「香料收買原不拘時, ……草料收買全在秋成之候」とある)。
- (52) 「覆僉商困民改議官買疏」(94葉の表)には「奉聖旨, 商困宜恤, 折給亦屬非體。……自五年秋月爲始, 着通行官買。其增設員役, 並工食等事, 宜依議買辦」とある。
- (53) 『崇禎遺録』崇禎5年の条「是時, 京民翟守謙・金鯤等叩關陳懇。……(上)命招商採辦。……于是永除其例, 民困大甦」。
- (54) 『度支奏議』廣西司卷4「題議倉場商價準給四分之一疏」を参照。
- (55) 『崇禎存実疏鈔』(中国第一歴史檔案館藏明代檔案編委會・遼寧省檔案

- 館編『中国明朝檔案総匯』81冊，桂林，広西師範大学出版社，2001年所収）  
 卷4，「戸部管理明智等草場主事馮名世為場蠶播惡艱深等事奏本」には「皇上易僉商為官買，無非裕國甦民・除姦剔蠹美意良法也。臣受事……於玖月中旬估價開買。先奉臣堂官榜示，内云經紀人等串通草戸，高臺時價，圖自為利」とある。
- (56) 『楊文弱先生集』（『四庫禁燬書叢刊』集部第69冊，北京，北京出版社，2000年所収）卷12「恭承召問疏」の「附原議」に記される「一，議諸司職掌」の項には「一，本部在外倉關諸差俱關係錢糧，……今官私牙遍天下，……明當行戸之買辦，暗代里甲之包賠」とある。
- (57) 官物を運送する雑役に車・人力を提供する人戸のこと。斯波義信編著『中国社会經濟史用語解』東洋文庫，2012年，80頁を参照。
- (58) 『倪文貞奏疏』（『文淵閣四庫全書』集部・別集類・第1297冊，上海，上海古籍出版社，1987年所収）卷12「議恤車戸疏」には「臣觀車戸大累在於僉報。……（不如）擇車戸之久慣有身家者，定為永役，歷世不遷，有若人之經紀・鋪商然者」とある。
- (59) 倪会鼎『倪元璐年譜』（北京，中華書局，1994年）卷4，崇禎16年5月11日の条を参照。
- (60) 新宮（佐藤）前掲「明初北京への富民層強制移住について」，同前掲「明代北京における鋪戸の役とその銀納化」を参照。
- (61) 「題覆尽革僉商改為召買折餉疏」（20葉の裏～21葉の表）には「香蠟燈草外客販至京中，有官經紀置買，僉商不過墊銀」とある。
- (62) 庫役については不詳であるが，同類の名称を有する庫子という倉庫役人の事例から推測すれば，おそらく民戸から選ばれる皂吏（衙門での胥吏）の一種である。庫子については斯波前掲『中国社会經濟史用語解』15頁。岩見宏『明代徭役制度の研究』同朋舎出版，1986年，19頁を参照。
- (63) 戸部が具申した香料の買弁に関わる崇禎5年4月30日の上奏「題議香料官買事宜疏」（『度支奏議』広西司卷4）には「但有香蠟販到分司，……監督亦即督責經紀店家客販人等，親將香蠟徑赴北安門外本庫外廠公署，聽候眼同客販當堂選收」とある。また同年9月20日の「会估香蠟餉疏」（同卷）も参照。
- (64) 小林高四郎「唐宋牙人考」『史学』8卷1号，1929年。宮澤知之「宋代

の牙人」『東洋史研究』39巻1号，1980年（後，同『宋代中国の国家と経済——財政・市場・貨幣——』第四章「宋元地代の牙人と国家の市場政策」創文社，1998年所収）などを参照。

（東北大学大学院文学研究科・博士後期課程）

表2 崇禎2年の官買改革提案の具体的措置について

番号	倉庫の所属	毎年の消費量と買弁の予算	改革前の買弁の在り方	改革の提案
①	御馬監の三倉（中府草場・天師庵草場・裏草場）	草2,239,990束余、四色料豆68,990石余。 京糶庫の銀270,000両余を用いる。	經紀が小売の客商を集めて買い上げ、 倉商は國家に代わり調達費用を立て替える。	經紀を官牙にして、代価を直接支払わせる。
②	京五草場（明智坊・安仁坊・西城坊・北新館・台基殿五場）	草1,140,000束余。 京糶庫の銀60,000両余を用いる。		經紀を官牙にして、代価を直接支払わせる。
③	象房草場	大麦・草束。 京糶庫の銀10,000両余を用いる。		倉商の役を免じて、千戸が飼料を買い上げ、太常寺の官員とともに検査して納入する。
④	犧牲所	緑豆800石余、黑豆500石、黄豆70石、包兒草600束、豆秸120斛（金額は未記載）。	太常寺が管理し、象房の監督官が催促する。	
⑤	司牲司	草6,660束余、黑豆780石余。 京糶庫の銀800両余を用いる。	管理は京五草場監督官が兼任する。	
⑥	大場九倉、黄土四倉、南石渠七倉	草料、毎年の金額は不足。 京糶庫の銀を用いる。	倉ごとに3名の監督官を設置する（実際の管理者は内監である）。	倉商の役を免じて、内監が自ら草料を調達する。
⑦	裏牛房、外牛房、吳家馱牛房	毎年に草料30,000束余、黑豆1,300石余を買い上げる（金額は未記載）。京糶庫の銀を用いる。	管理者は黄土倉監督官が兼任する。	
⑧	内供用庫	正旦・元宵節： 降真香20,000觔、沈香2,000觔、沈速香2,000觔、三色檀香6,000觔、牙香2,000觔、燈草1,000觔、黃蠟30,000觔、白蠟20,000觔。 中秋節： 降真香8,000觔、沈香1,300觔、沈速香800觔、三色檀香2,400觔、牙香1,000觔、燈草700觔。 太倉庫の銀32,723両を用いる。	1. 広西司が管理する。 2. 広經紀が買い上げ、倉商は代価を立て替える。	經紀を官牙とする。買弁銀を内監に渡し、内監が牙行を率いて自ら調達し、代価を直接支払う。

⑨	外供用庫	緑豆1,603石1斗, 黄豆154石9斗3升, 黑豆1,939石1斗, 草57,970束。 太倉庫の銀8,200両余を用いる。	山東司が管理する。	兪商の役を免じて内監が自分で調達する。
⑩	司苑局	黑豆1,950石, 草65,000束。 太倉庫の銀を用いる。	河南司が管理する。	
⑪	酒麴釀局	小麦2,450石余, 黑豆900石余, 緑豆350石, 穀草21,900束余, 黄豆1,300石余。 太倉庫の銀を用いる。	内監が自ら銀を出して黄豆を買う。広西司が管理する。	
⑫	宝鈔司	稲草225,000動, 太倉庫の銀525両を用いる。	貴州司が管理する。	

表3 崇禎5年の官買改革提案の具体的措置について

番号	倉庫の所属	毎年の消費量と買弁の予算	改革前の買弁の在り方	改革の提案
①	御馬監の三倉 (全体)	1. 場ごとに草746,666束10石, 閏月は40,000束を増加する。 2. 料豆69,000石, 閏月は4,000石を増加する。 銀207,777両余を用いる。	1. 倉ごとに1名の監督官がいる。 2. 兪商の場合, 監督官がただ任務の完遂を催促する。	各倉は1名の専任監督官を設置して經紀と牙行に命じて客商を集めさせて草・料豆を買い上げさせる。 草を買い上げる經紀4名, 料〔豆〕を買い上げる經紀4名を登用する。
①A	御馬倉 (襄草場)			
①B	中府草場・天師菴草場			
②	京五草場	草1,250,000束余。 47,100両余の銀を用いる。	監督官は品質を検査して草を受け入れ, 官槽は代価を支払う。	草場ごとに草を買い上げる經紀4名を登用する。
③	象房草場	大麦3,350石余, 草117,600束余。 京糧庫の銀7,500両余を用いる。	1. 官牙が設置された。 2. 監督官は品質を検査して草を受け入れ, 官槽は代価を支払う。	
④	犧牲所	緑豆870石余, 黑豆300石余, 豆糟13,000斛余, 草50,000包余, 京糧庫銀3,200両余を用いる。	象房の監督官が管理して, 同時に太常寺の管理を受ける。	千戸などの官員に命じて調達させる。

⑤	司牲司	黑豆800石余、草6,600束余。京糧庫銀640両余を用いる。	明智坊の監督官が管理するが、内に内監もいる。	監督官と内監が戸部から金を領取し自ら調達する。
⑥	大櫛九倉、黄土四倉、南石粟七倉	黑豆14,150石余、草346,000束余、京糧庫の銀16,760両余を用いる。	倉ごとに3名の監督官を設置する(実際の管理者は内監である)。	
⑦	裏牛房、外牛房、呉家駝牛房	料豆共2,600石余、草58,000束余、京糧銀3,570両余を用いる。 正旦・元宵節：降真香20,000觔、香2,000觔、沈速香2,000觔、三色檀香6,000觔、牙香2,000觔、燈草1,000觔、黄蠟30,000觔、白蠟20,000觔。	黄土倉の監督官が管理する。	
⑧	内供用庫	中秋節：降真香8,000觔、沈香1,300觔、沈速香800觔、三色檀香2,400觔、牙香1,000觔、燈草700觔。 太倉庫の銀32,700両を用いる。	1. 内監が経営する。 2. 僉商は広西司の監督官が管理する。 3. 沈香と沈速香とは海外からの産品で、内監みずから買い上げ、監督官はいない。	専門的な香の品質を検定する者を派遣して香料行の經紀とともに調達する。
⑨	外供用庫	黄豆154石9斗3升、緑豆1,603石1斗、黑豆1,939石1斗、穀草57,970束。太倉庫の銀5,900両余を使用する。	1. 内監が経営する。 2. 御馬倉僉商が買弁を代行する。 3. 僉商の管理者は山東司である。	
⑩	司苑局	毎年黑豆1,950石、穀草65,000束を購買する。	1. 崇禎2年8月から黑豆1,000石、穀草40,000束を司苑局の内監自ら買い上げる。 2. 黑豆950石、穀草25,000束を商人に命じて購買させる。 3. 僉商の管理者は河南司であり、監督官はない。	内監が戸部から金を領取して自ら調達する。

①	酒糟廻局	<p>1. 小麦4,867石, 緑豆350石, 黑豆1,800石, 草44,000束, 春と秋とを分けて購買する。                  2. 黄豆4,600石は銀納にする。                  太倉庫の銀12,800両余を用いる。</p>	<p>1. 調査は中府草場・天師菴草場の僉商が代行する。                  2. 僉商の管理者は広西司である。</p>
②	宝鈔司	<p>稲草225,000束。太倉庫の銀525両を用いる。</p>	<p>僉商の管理者は貴州司である。</p>

tutia 大稻埕, the Hakka of Hsinchu were less influential, unable to speak the Minnan dialect and content to produce unrefined tea on their own up in the mountains.

It was such isolation and intimacy from which the Hakka growers discovered the Qinxin Dapan 青心大有 strain, which they continued to grow contrary to colonial policy. Thanks to this strain, their industry expanded to the extent of comprising two-thirds of Taiwanese unrefined tea production, and giving birth to the highest quality Oolong tea 凸風茶. It was in this way that during the 1920s the Hakka growers of Hsinchu surpassed their Minnan counterparts in terms of both tea production quantity and quality to become the center of the Taiwanese tea industry.

#### Late Ming Period Commercial Corvee Reform and the Actual Conditions of Beijing's *Yahang* Brokers

QIAN Sheng

From the beginning of the Ming Period, both Beijing and its surrounding regions continued to experience a mass influx of population, resulting by the end of the Period in the formation of a consumption sector demanding huge amounts of commodities, together with a significant increase in the number of brokers (*yahang* 牙行) linking outside suppliers with local retailers, to the extent of rivaling their counterparts in the prosperous regions of Jiangnan in terms of the amount of business taxes they paid. At the same time, due to the heavy corvee (*maiban* 買辦) levied for the provision of materiel to the government, the merchant class represented by the commercial guilds (*puhu* 鋪戶) fell into decline, bringing about a drastic transformation in Beijing's overall commercial structure, as the research to date has already pointed out.

Such a state of affairs therefore demands a reconsideration of the conventional image of the *yahang* of Beijing (and northern China in general), in terms of their quantitative expansion, business organization and growing commercial function; that is to say, transcending the perception of them as mere middlemen active in only the marketplaces designated by local authorities. Accordingly, the present article attempts to clarify in concrete terms the ex-

pansion of the commercial activities of the *yahang* in keeping pace with the transformation of the commercial structure occurring during the last years of the Ming Dynasty.

From his examination, the author concludes that in the *qianshang* (僉商; compulsory business for merchants) form of the *maiban* corvee, the commercial guilds in charge of remittance merely paid the cost of the corvee, while the *yahang* were responsible for collecting the actual materiel and determining its value. Through the reforms implemented during the Chongzhen 崇禎 Era (1628–44), in addition to becoming nominally responsible for *maiban*, the *yahang* also took over the provision of funds for the corvee in place of the guilds. The background to such a development probably lay in the fact that as the expansion of *maiban* operations stimulated commerce in general, the involvement of the *yahang* in those operations helped them further develop commercial organization and gain more economic power and influence. The assumption of responsibility for *maiban* and operations for collecting the necessary materiel by the *yahang* of Beijing indicates their institutional and economic development compared to their counterparts in other regions of northern China, who remained mere middlemen in designated marketplaces.

Literary Activities in Shanghai under Japanese Occupation: An Analysis of the “Zhonghua Fukan” Feature in *Zhonghua Ribao*, 1942–1945

YAMAGUCHI Sanae

This article examines a literary column (“Zhonghua Fukan” 中華副刊), featured in the Wang Jingwei regime’s official newspaper, *Zhonghua Ribao* 中華日報, in an attempt to discover the kinds of literary activity conducted by intellectuals involved with that regime, as well as to provide an overall picture of the Shanghai literary scene under Japanese occupation.

Although a great deal of research already exists on the subject utilizing the literary periodicals of the time, special features in newspapers dealing with topics of literature and everyday life, which also provided a stage for the development of versatile literary activities, have been left virtually unstudied. In an attempt to fill this gap, the author of the present article focuses on how lit-